

## 第二次松阪市地域公共交通網形成計画の概要

### 1. 経緯

令和元年 9月19日作成

令和元年10月 1日公表

### 2. 第二次松阪市地域公共交通網形成計画の区域

松阪市全域

### 3. 第二次松阪市地域公共交通網形成計画に関する基本方針

「松阪市総合計画」では、10年後の将来像として「ここに住んで良かった…みんな大好き松阪市」を掲げ、市民が“このまちに住んで良かった”“このまちが大好きだ”と感じられることはもちろん、市外の人たちにも“住んでみたい”と思ってもらえるまちをめざします。

「第二次松阪市地域公共交通網形成計画」は、上位計画がめざす将来像を念頭に、松阪市の公共交通が抱える課題を解決する施策の基本方針を、以下のとおり設定します。

【基本方針】市民・来訪者の「おでかけ」をより便利にする公共交通網を  
みんなで「つくり」「使う」！！

### 4. 第二次松阪市地域公共交通網形成計画の目標

上記の基本方針に沿った施策を進めるため、以下の4つの目標を設定します。

【目標1】市民の生活実態を考慮した利便性の高い公共交通網づくり

【目標2】みんなが集う場所を交通結節点としたつながりのある公共交通網づくり

【目標3】わかりやすく、利用しやすいと思ってもらえるような公共交通網づくり

【目標4】将来にわたって持続可能な公共交通網の運営・運行体制づくり

### 5. 事業の概要及び事業の実施主体

(1) 公共交通不便地域におけるコミュニティ交通の推進

【実施主体：松阪市、地域住民、交通事業者】

○鈴の音バス「幸中央線」

○虹が丘町

○港地区

○射和・茅広江・大石地区

○松尾地区

○櫛田・漕代地区

(2) 市民の生活実態を考慮した路線網の見直し

【実施主体：松阪市、各地域運行協議会（地域住民）、交通事業者】

- 鈴の音バス「大口線」
- 黒部・東地区コミュニティバス
- 機殿・朝見地区コミュニティバス
- 飯南地区
- 飯高地区
- 三雲地区
- 宇気郷地区
- 伊勢寺・阿坂地区

(3) 鉄道非主要駅の利用促進

- JR 徳和駅での鉄道とコミュニティ交通の乗継利用の促進

【実施主体：松阪市、地域住民、交通事業者】

- JR 名松線の利活用

【実施主体：松阪市、JR 名松線沿線地域活性化協議会】

- 鉄道非主要駅周辺住民への PR

【実施主体：松阪市】

(4) 乗り継ぎ利用の促進

- 天白回転場を 3 路線の交通結節点に

【実施主体：松阪市、交通事業者、三雲地域公共交通運行協議会】

- 鉄道からバスへの乗継利用のための松阪駅前バス乗り場の改善

【実施主体：松阪市、交通事業者】

- 乗継時刻表の作成

【実施主体：松阪市、地域住民】

(5) バス停の名称・設置場所の見直し

【実施主体：松阪市、松阪市地域公共交通協議会、交通事業者】

- バス停名称の統一

- 公共施設最寄りバス停の名称・設置場所の見直し

- 観光客などにわかりやすいバス停名を

(6) わかりやすい公共交通の案内表示整備

- 公共施設・集客施設にわかりやすい公共交通の案内表示を整備

【実施主体：松阪市】

- 鈴の音バス路線の案内表示を車両外側に提示

【実施主体：松阪市】

- バス系統番号の見直し

【実施主体：松阪市、交通事業者】

(7) 子どもたちに向けた利用促進施策の実施

- 小学生に向けた出前講座

【実施主体：松阪市、交通事業者】

- 高校生に向けた公共交通の PR

【実施主体：三重交通、松阪市、三重県】

(8) 情報提供・プロモーション活動の実施

- 「松阪市公共交通路線図」の製作・発行

【実施主体：松阪市】

- 運転免許自主返納者向け PR

【実施主体：松阪市】

- バスロケーションシステムの導入

【実施主体：松阪市、交通事業者】

(9) 市民・交通事業者・市・その他関係者との協働

○「松阪市コミュニティ交通の検討から運行開始までのプロセス」の  
継続 【実施主体：松阪市】

○地域との協働による利用促進につながる公共交通活用策の実施

【実施主体：松阪市、市民・地域住民、交通事業者、その他関係者】

○中心市街地商店街との連携による公共交通利用促進策の実施

【実施主体：松阪市、松阪市商店街連合会】

(10) 持続可能な運営・運行体制の確保

○バスの運賃見直しプロジェクト

【実施主体：松阪市、交通事業者、松阪市地域公共交通協議会】

○地域・企業からの協賛金制度の継続 【実施主体：松阪市】

○コミュニティ交通運行協議会における公共交通勉強会の開催

【実施主体：松阪市】

6. 第二次松阪市地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項

みんなで「つくり」「使う」公共交通網の実現に向けて実施する施策の成果の評価を、以下の指標を用いて評価します。

(1) 住民1人あたりの公共交通年間利用回数

○基準値(2017年度)：8.0回/人 → 目標値(2022年度)：8.0回/人

(2) 沿線60歳以上人口100人あたりの1日利用者数(路線別)

第一次計画に基づく値を「標準値(相対評価)」、各路線の実態に合わせて設定した値を「目標値(絶対評価)」として評価します。

(3) 地域負担率(路線別)

○地域負担率 = (年間運賃収入 + 協賛金収入) / 年間運行経費

第一次計画に基づく値を「標準値(相対評価)」、各路線の実態に合わせて設定した値を「目標値(絶対評価)」として評価します。

7. 計画期間

令和元年度から令和4年度

8. 法第6条に定める協議会の有無

有

設立年月日：平成20年3月18日

名称：松阪市地域公共交通協議会

構成員：別添

9. 法第5条第7項に定められている関係者との協議

協議会成立年月日：平成31年3月28日

10. 法第5条第6項に定められている利用者の意見の反映

- ・松阪市地域公共交通協議会に以下の団体から選出されたメンバーが参画し、議論を行った。

松阪市自治会連合会、松阪市商店街連合会、松阪市老人クラブ連合会、  
松阪市民生委員・児童委員協議会連合会、住民代表

- ・平成31年2月25日から平成31年3月15日までパブリックコメントを実施

11. その他

- ・法第7条による提案の有無 無
- ・送付時点で活用を想定している国の支援制度

○地域公共交通確保維持改善事業

陸上交通 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

対象路線：市街地循環線、嬉野線（嬉野地区コミュニティバス）

三雲線（三雲地区コミュニティバス）